

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第9号	株式会社パソナグループ	大阪本部 大阪府大阪市中央区博労町三丁目5番1号
第14号		東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
第16号		
第17号		
第22号		
第26号		
第27号		
第30号		
第34号		
第41号		
第45号		
第48号		
第55号		

標柱五号から三三七度三六分四九
一六・四八二メートルの地点
標柱六号から二七三度一七分一三
六九・五五七メートルの地点
標柱七号から四度〇五分三〇秒
二五・五〇九メートルの地点
標柱八号から八五度二五分二七秒
九八・五六三メートルの地点
標柱九号から一〇八度五四分五八
三六・九一三メートルの地点
標柱十号から一七二度〇〇分三八
一九・六五〇メートルの地点
○国土交通省告示第百二十四号
砂防法(明治三十年法律第二十二
一項の規定により、次の土地にお
いてから砂防設備工事を施行する

六号 七号 八号 九号 十号 十一号 六号
砂防法施 平成三十 第六条第 号 で、て、

○国土交通省告示第二百一十五号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成三十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成三十一年二月四日

一 奥ノ洞 国土交通大臣 石井 啓一
岐阜県揖斐郡揖斐川町日坂字瀬戸一六八〇番地内四等三角点瀬戸を其準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
其準点から二九六度三〇分〇二秒
五八〇・七八五メートルの地点
標柱一号から四三度二〇分〇二秒
四四・九六八メートルの地点
二号